

第2期 浜松市子ども・若者支援プラン(案)

令和2年度～令和6年度

浜松市

目 次

第1部 総論	1
計画策定にあたって.....	2
1 基本理念.....	2
2 根拠法令.....	2
3 計画策定の背景.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画の期間.....	4
6-1 施策の体系.....	5
6-2 基本施策と事業.....	6
7 推進体制.....	12
8 点検及び評価.....	12
9 第1期プランにおける取組と成果.....	13
10 第2期プランの成果指標と目標.....	15
第2部 子ども・子育て支援事業計画	17
第1章 はじめに.....	18
1 趣旨.....	18
2 経緯.....	18
第2章 浜松市の現況.....	18
I 人口・家族・社会に関すること.....	18
1 人口の推移.....	18
2 人口構成の推移.....	19
3 平均初婚年齢.....	19
4 浜松市の未婚率.....	20
5 出生数の推移.....	20
6 合計特殊出生率の推移.....	21
7 女性の就業率.....	21
II 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用の状況.....	22
1 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移.....	22

2	認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移	22
3	地域型保育事業の定員、利用児童数の推移	23
4	保育所等の待機児童の状況	24
5	放課後児童会の待機児童の状況	24
第3章 ニーズ調査結果等について		25
I	調査の概要	25
1	調査の目的	25
2	調査項目	25
3	調査方法	26
4	回収状況	26
5	調査結果の概要（主なもの）	26
II	調査結果の考察	27
第4章 事業計画		31
I	施策体系	31
II	提供区域の設定	31
1	考察した諸条件	31
2	就学前における教育・保育、地域型保育事業の提供区域	33
3	地域子ども・子育て支援事業の提供区域	34
III	就学前における教育・保育	37
1	質の高い教育・保育の提供	37
2	保育利用率の目標数値	38
3	量の見込み、確保の内容とその実施時期	39
IV	地域子ども・子育て支援事業	40
V	認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	53
VI	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	53
VII	子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実	54
VIII	子供の貧困対策の充実	56
IX	職業生活と家庭生活の両立	57
X	総合的な放課後児童対策に関する事項	58

XI	子育てのための施設等利用の円滑な実施の確保	59
XII	その他の施策	59
	ニーズ調査結果（主なもの）	60
第3部	ひとり親家庭等自立促進	67
第1章	はじめに	68
1	趣旨	68
2	経緯	68
第2章	ひとり親家庭をめぐる現状と課題	69
1	ひとり親家庭等の現状	69
2	ひとり親家庭等自立促進の課題	79
3	施策体系	80
第3章	具体的な支援施策	81
1	子育て・生活支援	81
2	就業支援	82
3	養育費確保支援	83
4	経済的支援	84
第4部	若者支援	87
第1章	はじめに	88
第2章	若者をめぐる現状と課題	90
I	若者の現状	90
1	社会環境の変化	90
2	浜松市の若者の現状	92
II	若者支援の課題	104
第3章	施策の展開	105
I	施策の柱	105
II	施策の柱	105
III	具体的な支援施策	106

施策の柱 1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進.....	106
施策の柱 2 困難を抱える若者とその家族への支援.....	108
巻末資料	113
用語の定義.....	114
児童人口推計.....	118

第1部 総論

計画策定にあたって

計画策定にあたって

1 基本理念

子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松

浜松市は、すべての市民が生涯にわたりいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

そのためには、浜松市のすべての子供を社会全体で健全に育成し、社会生活を送るうえで困難を感じることがない自立した若者になるよう支援するとともに、すべての家庭において安心して子育て・生活ができるような取組みが求められます。

こうしたことから、子ども・若者支援プランの基本理念をこのように定めます。

2 根拠法令

項目	根拠法令
子ども・子育て支援に関すること	子ども・子育て支援法第61条第1項 次世代育成支援対策推進法第8条第1項
ひとり親家庭等自立促進に関すること	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
若者支援に関すること	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

3 計画策定の背景

近年の我が国は、結婚・出産に対する個人の意識が多様化し、未婚化、晩婚化等による少子化の進行に歯止めがかかる気配は感じられません。一方で、家庭における養育力・教育力の低下や児童虐待の増加、地域社会における人間関係の希薄化等、子供を取り巻く環境は変化し続けています。

また、ひとり親家庭においては「子育て」と「生計」の二つの役割を担うため、子供の養育や教育、経済的なこと等、さまざまな困難に直面しています。

子供を取り巻く社会や家庭の環境が子供の育ちに大きく影響し、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者となってしまうことも考えられます。

本市では、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、子ども・子育て支援事業計画にひとり親家庭や若者支援の施策を一体的に取りまとめた総合的な計画として、「第1期 浜松市子ども・若者支援プラン」を策定しました。（計画期間：平成27年度から令和元年度までの5年間。以下、「第1期プラン」といいます。）

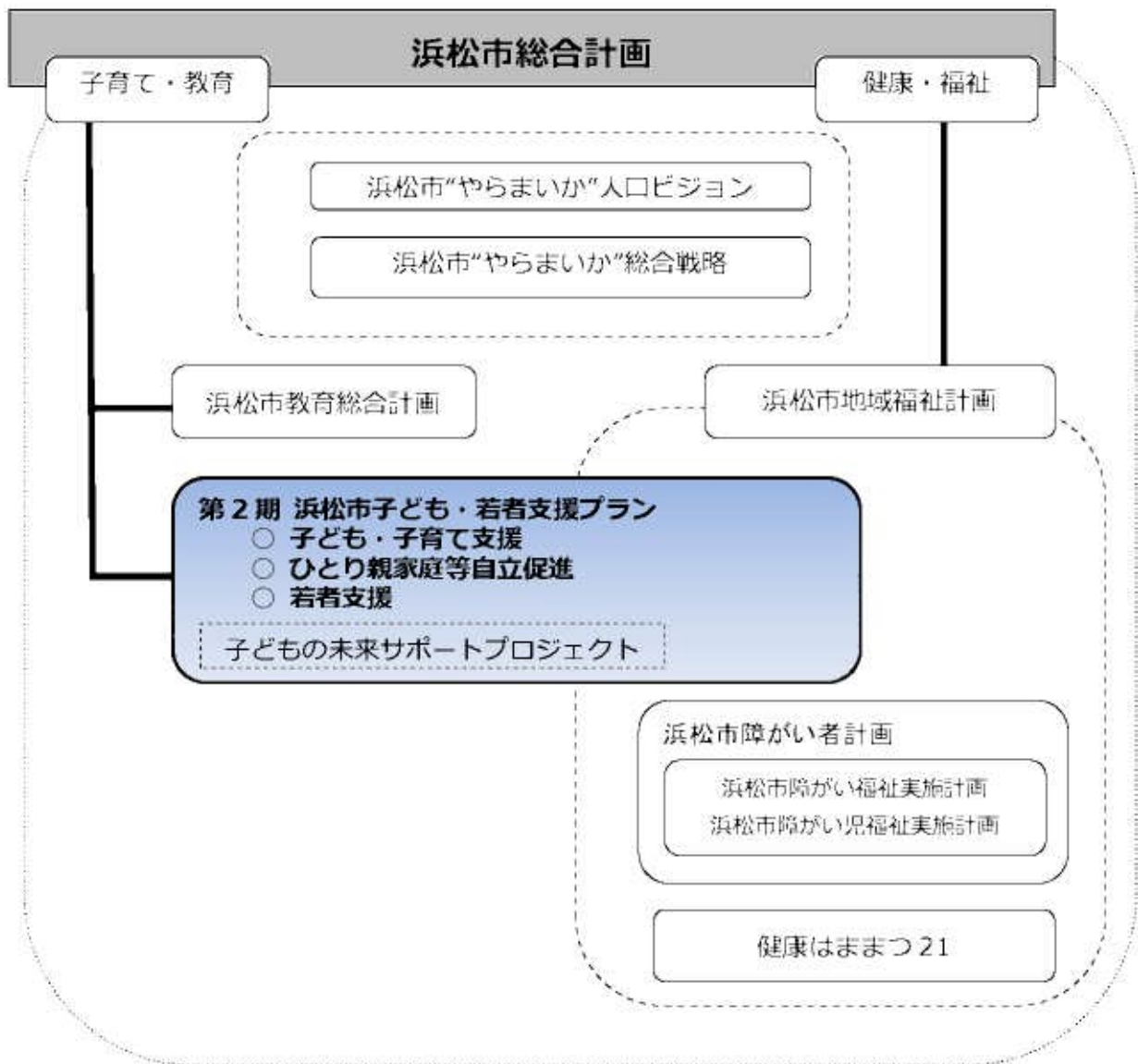
この第1期プランに基づき子供から若者まで幅広い年齢層の中で切れ目のない支援施策を展開しました。

今般、第1期プランの計画期間が終了するにあたり、「第2期 浜松市子ども・若者支援プラン」(計画期間:令和2年度から令和6年度までの5年間。以下、「第2期プラン」といいます。)を策定しました。

この第2期プランにおいては、子供・若者を取り巻く従来からの課題に加え、昨今の社会情勢により新たに発生した課題に取り組むべく、子供から若者まで幅広い年齢層の中で切れ目のない支援をしていくことで、引き続き「子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松」の実現を目指し幅広い施策を推進してまいります。

4 計画の位置づけ

第2期プランは、浜松市総合計画を上位計画とし、「子育て・教育」分野の個別計画に位置づけられます。また、浜松市教育総合計画等の各個別計画と連携を図ります。



参考

浜松市総合計画では「10年後の目標(政策の柱)」及び「基本政策」を定めます。

◆10年後の目標(政策の柱)

- ・子どもたちの成長を第一に考えた地域社会のサポートにより、仕事と子育てが両立できる環境が整っている。
- ・すべての子どもたちは、互いの個性を認め合い、夢と希望を持って学び、生きる力を身に付けている。

◆基本政策

- ・子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり
- ・市民協働による未来創造へのひとづくり

◆持続可能な開発目標 (SDGs)

平成 27 年 9 月の国連総会決議において持続可能な開発目標 (SDGs) が採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指して 169 のターゲットを伴う 17 の目標が定められました。

本市は、平成 30 年 6 月に「SDGs 未来都市」に選定されており、本プランの取組みも SDGs に通ずるものとして各施策を推進してまいります。

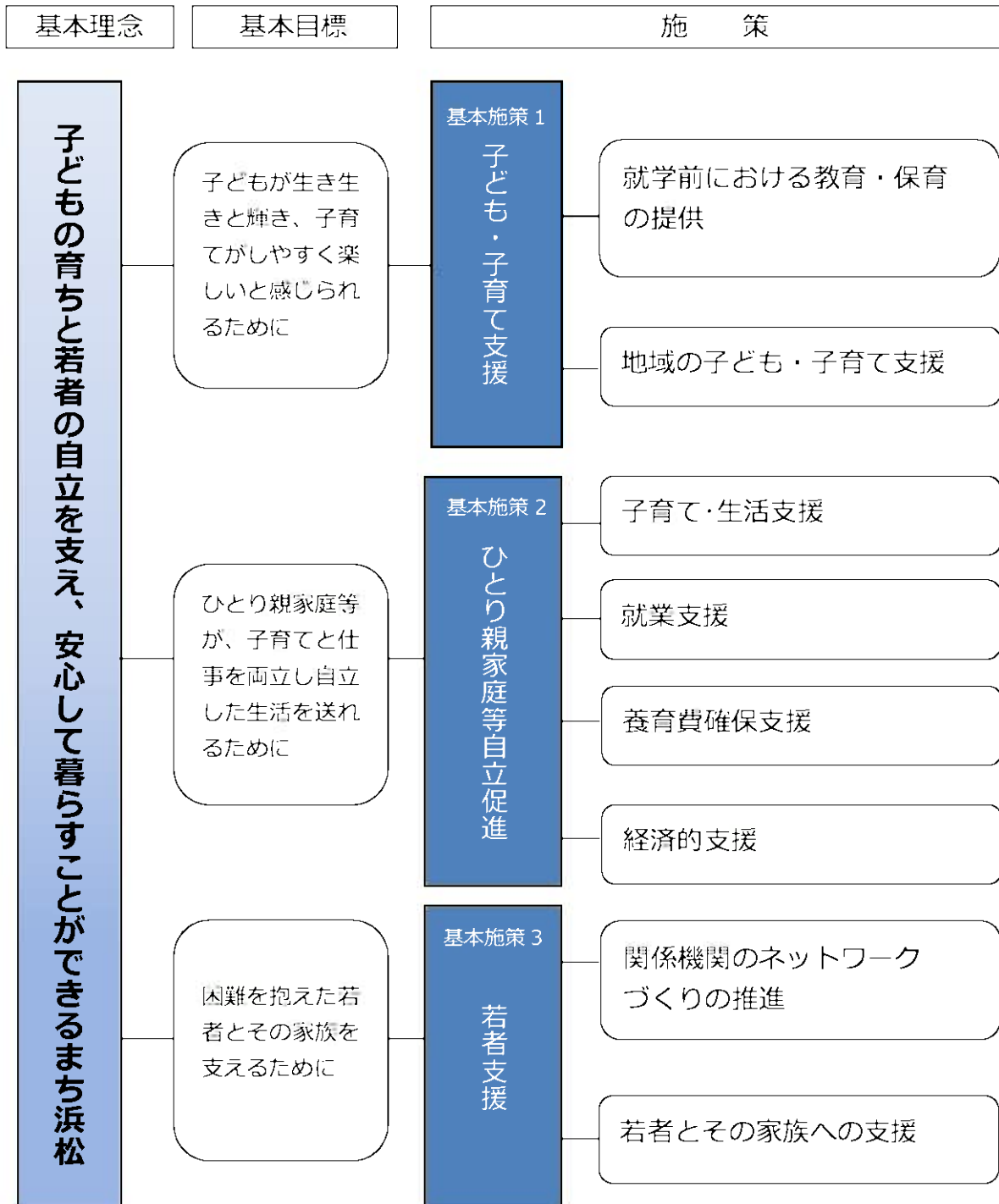
5 計画の期間

計画策定の時期は令和 2 年 3 月とします。また、計画期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて中間年を目安に見直しを行います。

第1期計画					第2期計画				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期 浜松市子ども・若者支援 プラン					第2期 浜松市子ども・若者支援プラン				
				策定			必要により 見直し		

6-1 施策の体系

第2期プランにおける基本施策の体系を次のように定め、基本施策毎に事業を実施します。



6-2 基本施策と事業

基本施策1～3ごとに様々な事業を実施します。また、基本施策1の子ども・子育て支援事業の中には、基本施策2や基本施策3に関連する事業があり、実施事業の効果を幅広い支援につなげます。

基本施策1 子ども・子育て支援



ア 重点的に取り組む事業（子ども・子育て支援法で定める事業）

(ア) 就学前における教育・保育の提供（詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。）

No.	事業名
1	認定こども園、幼稚園、保育所
2	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）

(イ) 地域の子ども・子育て支援（詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。）

No.	事業名
1	(1)特定型利用者支援事業
	(2)母子保健型利用者支援事業
2	時間外保育事業(延長保育事業等)
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	(1)養育支援訪問事業
	(2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	(1)一般型一時預かり事業
	(2)幼稚園型一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

イ その他の事業（子ども・子育て支援法に定めのない事業）

No.	事業名
地域社会における子育て支援サービスの充実	
1	保育ママ事業
2	子育て情報センター管理運営事業
3	児童手当支給事業
4	キッズフェスティバル
5	放課後子供教室
6	放課後の子どもたちの居場所づくり
7	類似放課後児童クラブ助成事業
8	市立保育所特別保育推進事業(世代間交流)
9	市立保育所施設整備事業
10	市立幼稚園施設整備事業
11	私立保育所等事業費助成事業(障害児保育、食物アレルギー児調理業務、食育の推進、外国人児童保育)
12	私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業(低年齢児保育、予備保育士雇上、産休等代替職員雇上)
13	私立保育所等施設整備費助成事業
14	私立保育所等施設整備償還費助成事業
15	認証保育所助成事業
16	認証保育所利用者助成事業
17	保育士等確保対策費助成事業
18	サテライト型小規模保育事業費助成事業
19	移動児童館事業
20	浜松こども館運営事業
21	青少年の家管理運営事業
22	天竜自然体験センター運営・整備事業
23	青少年団体等活動助成事業
24	地域(中学校区)青少年健全育成会事業
25	児童遊園等整備支援事業
26	地域子育て推進事業
27	はますくヘルパー利用事業
28	幼児教育・保育無償化関連事業(※新規事業)

子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	
29	妊娠期健康講座事業
30	母子相談事業
31	乳幼児健康診査事業
32	妊産婦乳幼児訪問事業
33	母子予防接種事業
34	食育推進事業
35	思春期性教育事業
36	ひきこもり家族教室
37	子ども医療費助成事業
38	不妊治療費等支援事業
39	小児慢性特定疾病対策事業
40	自立支援育成医療費支援事業
41	未熟児養育医療費支援事業
42	結核児童医療費等支援事業
43	産後ケア事業
44	産婦健康診査事業

心身の健やかな成長を願う教育環境の整備	
45	赤ちゃんとのふれあい体験事業
46	私立学校教育振興助成事業
47	ジュニアスポーツ育成事業
48	私立幼稚園子育て支援事業
49	私立幼稚園教育振興助成事業
50	外国人学校等への支援
51	遠距離通園費援助事業
52	市立幼稚園特色化推進事業
53	浜松市幼稚園PTA連絡協議会活動助成事業
54	外国人の子ども不就学ゼロ作戦事業
55	家庭教育推進事業
56	生涯学習事業（子ども講座）
57	生涯学習事業（子育て講座）
58	地区社会福祉協議会活動支援事業
59	コミュニティ活動推進事業（地域ふれあいフェスタ）
60	いじめ問題再調査委員会
61	教育・保育施設等重大事故再発防止検証会議
62	幼児教育・保育無償化関連事業（※新規講義）

子育てを支援する生活環境の整備	
63	安全で安心なまちづくり支援事業
64	多世帯住まい支えあい事業

職業生活と家庭生活の両立の推進	
65	ワーク・ライフ・バランス等アドバイザー派遣事業
66	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業
67	女性就労支援事業
68	マザーズサロン連携事業

子どもの安全の確保	
69	通学路の安全対策
70	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
71	子供安全ネットワーク推進事業

保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応	
72	児童相談・児童保護事業
73	里親支援事業
74	児童福祉施設運営助成事業
75	児童福祉施設整備助成事業
76	母子生活支援・助産施設保護事業
77	社会的養護体制整備事業
78	児童家庭相談事業
79	一時保護所運営事業
80	児童家庭支援センター設置運営事業
81	未成年後見人支援事業
82	発達医療総合福祉センター運営事業
83	障害児地域生活支援事業
84	放課後等デイサービス事業
85	発達支援広場事業
86	児童発達支援センター運営事業
87	発達相談支援センター事業
88	障害者相談支援事業
89	発達障害者支援人材育成事業
90	発達障害者支援体制整備事業
91	女性相談保護事業
92	精神保健福祉相談

結婚・妊娠に対する前向きな機運の醸成	
93	結婚の希望を実現するための支援
94	家族を形成する意識の育成

経済的に困窮状態にある子どもへの支援	
95	学習支援事業 ※「基本施策2」№3「学習支援事業」と統合
96	子どもの貧困対策コーディネーター事業

基本施策2 ひとり親家庭等自立促進



(詳細は第3部「ひとり親家庭等自立促進」で定めます。)

No.	事業名
1	ひとり親家庭等日常生活支援事業
2	子育てに関する相談
3	学習支援事業（再掲） ※「基本施策1」№95「学習支援事業」と統合
4	市営住宅
5	母子生活支援施設
6	ひとり親家庭等生活向上事業
7	ひとり親家庭の交流支援
8	母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化
9	自立支援プログラム策定事業
10	各就業支援事業の活用促進
11	自立支援教育訓練給付金事業
12	高等職業訓練促進給付金等事業
13	資格取得のための講習会
14	ひとり親家庭等への支援に関する事業者への啓発・優遇制度の周知
15	養育費相談
16	養育費セミナー
17	児童扶養手当
18	ひとり親家庭等自立支援手当
19	遺児等福祉手当
20	交通遺児等福祉手当
21	母子父子寡婦福祉資金
22	生活・生計の維持に関する相談
23	経済的支援にかかる各種支援制度の周知
24	母子家庭等医療費助成

基本施策3 若者支援



(詳細は第4部「若者支援」で定めます。)

No.	事業名
1	若者支援地域協議会
2	若者相談支援窓口「わかば」
3	支援機関マップの作成、配布 (※)
4	若者支援スーパーバイザーの委嘱 (※)
5	合同相談会 (※)
6	ひきこもり対策推進事業
7	校外、校内適応指導教室 (※)
8	青少年支援体験活動事業
9	生活困窮者自立支援事業 (※)
10	進路について語る会 (外国にルーツを持つ若者とその家族への支援) (※)
11	障がい者自立支援協議会事業 (※)
12	障がい者相談支援事業 (※)
13	発達相談支援センター事業 (※)
14	医師による無料相談 (※)
15	サポートステーションはままつ事業
16	教育総合支援センターとの連携 (※)
17	青少年健全育成事業 (※)
18	補導・環境浄化事業 (※)
19	いじめ問題対策連絡協議会 (※)

(※) は第1期プラン掲載掲載の分類を見直し、整理した上で第2期プランから掲載した事業

7 推進体制

(1) 子ども・子育て支援、ひとり親家庭等自立促進の推進体制

庁内体制

- 浜松市子ども・若者支援推進会議

市長を会長、関係部長等を委員とする「浜松市子ども・若者支援推進会議」を設置し、子ども・子育て支援の総合的な施策展開の検討・調整等を行います。

諮問機関としての合議体

- 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

浜松市社会福祉審議会条例に基づき、学識経験者や児童に関する事業に従事する者等から組織する浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、子ども・若者支援プランの推進等について審議を行います。(法に規定する「地方版子ども・子育て会議」の位置づけになります。)

(2) 若者支援の推進体制

- 若者支援地域協議会

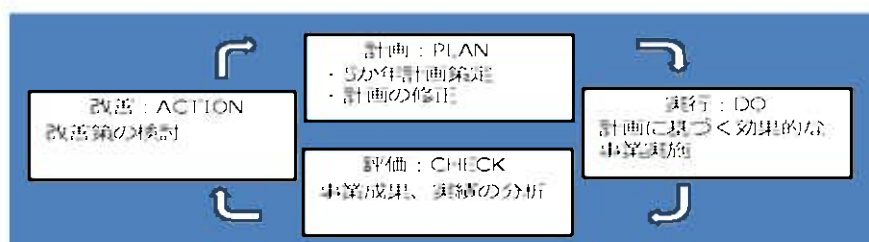
国、静岡県、市の関係機関及び民間支援団体からなる「若者支援地域協議会」が主体となり、若者支援を推進します。

- その他関係機関との連携等

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立を見通し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携し、子ども・若者支援を推進します。また、支援の状況について社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告することで、その他の関係機関や団体と情報を共有します。

8 点検及び評価

子ども・若者支援プランの進捗については、浜松市子ども家庭部が進捗管理を行い、実績や課題の整理を行うとともに、浜松市子ども・若者支援推進会議、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び若者支援地域協議会に意見を求め、子ども・若者支援プランの見直しに反映することで、PDCAサイクルの中で計画に基づく事業効果を高めていきます。



9 第1期プランにおける取組と成果

平成27年度に策定した第1期プラン（計画期間：5年間）に基づき、子供から若者まで幅広い年齢層に対する切れ目のない支援施策を展開しました。

第1期プランでは利用者の視点に立った指標として、「浜松市市民アンケート調査結果」の「子育てがしやすい」と感じる人の割合を成果指標に設定し、住民の満足度向上に努めてまいりました。

第1期プランでは、基本施策1「子ども・子育て支援」、基本施策2「ひとり親家庭自立促進」、基本施策3「若者支援」を3つの柱とし、基本施策1においては、待機児童の解消に向けて認定こども園や認可保育所、放課後児童会の整備・拡充、地域型保育事業の促進、保育人材確保などに取り組みました。

また、基本施策2及び基本施策3では、生活・就業・経済環境など様々な場面での支援施策を展開し、課題解決に取り組みました。

さらに、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、毎年度点検・評価・見直しを行い、改善に努めた結果、当初126事業でスタートした事業は平成31年度時点で145事業となりました。

【主な事業の成果】

基本施策1	子ども・子育て支援
ア 重点的に取り組む事業（子ども・子育て支援法で定める事業）	<p>(P) 就学前における教育・保育の提供</p> <p>待機児童の解消に向け、認定こども園や保育所等の創設・増築等により定員を拡大し、平成27年のプラン策定時から令和元年度末までの整備において、定員は2,955人増加し、令和2年4月には16,159人となる見込みです。また、保育士再就職支援研修や保育士宿舍借り上げ支援事業などの保育人材確保の取組を行いました。</p> <p>しかしながら、昨今の社会情勢により保育需要が増大し、依然として待機児童の解消には至っていないため、今後も計画的に施設整備等により需要に見合った保育の受け皿を確保するとともに、安定的に保育を提供できるよう、引き続き保育人材確保対策にも取り組みます。</p> <p>(I) 地域の子ども・子育て支援</p> <p>No.3 放課後児童健全育成事業</p> <p>専用施設8か所の新築や専用施設2か所の建物借上げ、余裕教室の活用、既存施設の改修等により定員を拡大し、平成27年度のプラン策定時から令和元年度末までの整備において、定員は1,114人増加し、令和2年4月には6,827人となる見込みです。また、「広報はままつ」への掲載や、退職教員及び大学生への周知を行い、運営に必要な支援員等を確保に努めました。しかしながら、待機児童の解消には至っていないことから、引き続き定員の拡大及び支援員の確保に努めます。</p>

<p>イ その他事業（子ども・子育て支援法に定めのない事業）</p>	<p>No.43 産後ケア事業</p> <p>医療機関や助産院、利用者の自宅などで、産後間もない、身体的・精神的に支援の必要な母子を対象に、産婦の身体的回復と心理的安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とし、平成28年10月から事業を開始しました。</p> <p>平成30年度末までの2年6か月の間に、宿泊型が延べ199日、日帰りデイサービス型が延べ6日の利用がありました。さらに、平成31年度からは利用者の多様なニーズに応え支援メニューを追加しました。</p> <p>母子保健との連携・協働により、妊婦から産婦まで切れ目なく支援することで、心身の休養、育児・授乳手技の習得、相談先ができたことでの不安の軽減を図りました。</p> <p>No.101 学習支援事業</p> <p>平成28年度に策定した「子どもの未来サポートプロジェクト」に沿った支援体制整備として、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした学習支援事業を、平成29年7月から市内5会場で、平成30年度は市内12会場、令和元年度は17会場で実施し、平成30年度末までの1年9か月の間に計593回、延べ5,271人の児童が参加しました。</p> <p>学習習慣の定着だけでなく学習や進学に対する意欲を高め、また、家庭外や学校外の大人との関わりにより、社会性の習得等将来の自立に必要な力の育成を行いました。</p>
------------------------------------	---

基本施策2

ひとり親家庭等自立促進

ひとり親家庭等自立促進では、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」の4つの施策を柱とした事業を実施しました。

ひとり親家庭において、一時的に家事や保育が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、また、母子・父子福祉団体と連携し、就業に関する相談や講習会、弁護士や養育費専門相談員による専門相談を実施するとともに、日常生活を支援するなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立につながる就労・子育て支援を実施しました。

また、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査では、ひとり親家庭の親は、悩みを抱えながらも、相談先が分からず相談相手を得にくい状況にあり、子育て・生活・就業・養育費の確保など様々な問題を抱えこんでいるなど、相談体制の充実を必要とする状況が浮き彫りとなったことから、今後も課題を把握・整理し適切な支援につなげるため、引き続き圏等の取り組みを踏まえながら、よりきめ細かな支援施策を展開していきます。

（主な事業：ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育てに関する相談 等）

基本施策3

若者支援

若者支援では、「就労支援」「社会生活支援」「支援のための連携」の3つの施策を柱とした事業を実施しました。若者相談支援窓口「わかば」では、様々な悩みを抱える概ね15歳～40歳未満の若者からの、電話や面談による相談を受け付け専門的な機関を案内する等、適切な支援につなげるための相談体制の推進を図りました。また、支援機関マップの作成や浜松市HPでの紹介など広報活動も実施しました。このほか、「若者支援地域協議会」を中心に情報交換や支援施策を協議することで関係機関同士の連携を深め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への総合的な支援策の充実を図りました。

こうした中、平成30年度に実施した若者ニーズ調査では、相談時間の拡充や手法の多様化（SNSやメール等）といった新たな相談体制の構築が必要とされている状況が見受けられました。

今後も新たな視点での取組みを検討し、これまで以上に「若者支援地域協議会」を中心とした連携体制を推進していきます。

（主な事業：若者支援相談窓口「わかば」、青少年支援体験活動事業 等）

第1期プランの総括

これらの子供から若者まで幅広い年齢層に対する切れ目のない支援施策を展開した結果、待機児童の減少などの成果があり、「子育て中の市民が子育てをしやすくなっている」と感じる割合は、平成27年度の43.2%から上昇し、令和元年度は49.8%となりました。

その結果、第1期プランの最終目標値である50%に近づいたものの、目標値は達成できませんでした。引き続き目標達成に向けて各事業を推進してまいります。

10 第2期プランの成果指標と目標

第2期プランにおいても引き続き、「浜松市市民アンケート調査結果」を成果指標とし、「子育てがしやすい」と感じる割合の更なる向上に向けて、各施策の推進に取り組んでまいります。

第2期プランでは目標値を以下のとおり設定し、毎年点検・評価を行い施策・事業の改善につなげていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て中の市民	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%
市民全体	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%

※子育て中の市民においては、第1期プランの令和元年度市民アンケート調査結果が49.8%であったため、第2期のスタートである令和2年度は50%を目標値としました。子育て中の市民の調査を始めた平成25年度の結果が52.8%と最も高く、今回の計画期間では毎年1%ずつ目標値を上げて行き、令和5年度には平成25年度を上回る数値を設定しました。市民全体においても、令和元年度の33.8%を上回る34.0%を令和2年度に設定し、毎年1%ずつ上昇する目標値としています。